

資料3

北九州市公共事業評価システム要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市公共事業評価システム（以下「評価システム」という。）の運用について必要な事項を定め、北九州市（以下「市」という。）が関与する公共事業の必要性や効果等を客観的に評価するとともに、市民の意見を踏まえることにより、公共事業の実施や継続等の判断について客観性と透明性の向上を図ることを目的とする。

(評価の種類)

第2条 公共事業の計画・実施段階において、次の各号の評価を行うものとする。

- (1) 大規模な公共事業の構想・計画段階で基本計画を策定する前までに行う評価（以下「事前評価1」という。）
- (2) 一定規模以上の公共事業で実施段階の経費を新たに予算化する前までに行う評価（以下「事前評価2」という。）
- (3) 事業着手のための経費が予算化された事業を一定の間隔で行う評価（以下「再評価」という。）

(事前評価の対象事業)

第3条 事前評価1の対象となる公共事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が事業主体となって実施することを検討している事業のうち、市が50億円以上の事業費の支出を予定しているもの
- (2) 市以外が事業主体となって実施することを検討している事業のうち、市が50億円以上の支出を予定しているもの
- (3) 上記以外のもので、市長が特に評価が必要と選定するもの

2 事前評価2の対象となる公共事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が事業主体となって実施することを検討している事業のうち、市が10億円以上の事業費の支出を予定しているもの
- (2) 市以外が事業主体となって実施することを検討している事業のうち、市が10億円以上の支出を予定しているもの
- (3) 上記以外のもので、市長が特に評価が必要と選定するもの

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、評価の対象としない。

- (1) 災害復旧のために緊急に実施する必要のある事業
- (2) 事前評価を行う暇がないと認められる事業

- 4 評価対象事業に一体不可分な公共事業がある場合は、これらを一つの公共事業とみなして、評価対象とする。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、関係各局から評価の要望があった場合には、評価の対象とすることができる。

(再評価の対象事業)

第4条 再評価の対象となる公共事業は、市が事業主体となって実施する次の各号のいずれかに該当する事業のうち、特に評価が必要と思われるものとする。特に評価が必要と思われるものに関する事項および対象事業の選定の方法は、別に定める。

- (1) 事業採択年度（事業費が予算化された年度をいう。以下同じ。）を初年度として、5年度目の時点で未着工の事業
 - (2) 事業採択年度を初年度として、5年度目の時点で継続中の事業
ただし、「継続中の事業」には一部供用されている事業も含むものとする。
 - (3) 再評価を実施した翌年度を初年度として、5年度目の時点で継続中の事業
 - (4) その他社会経済情勢の急激な変化等により事業内容を変更する必要が生じた事業
- 2 前項の規定にかかわらず、再評価を行おうとする年度に完了する事業は再評価の対象としない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、関係各局から評価の要望があった場合には、評価の対象とすることができる。

(評価の時期)

第5条 事前評価1の時期は、事業の目的、規模、基本的機能、実施場所、効果及び全体事業費などの概要を定める基本計画を策定する前までとする。ただし、基本計画策定段階において、事業の必要性や効果、事業計画等（事業費、スケジュール等）について、学識経験者など市以外の者で構成する委員会等に意見を聞く場合は、その前までに評価を行うものとする。

- 2 事前評価2の時期は、実施段階の経費又は補助金若しくは負担金を初めて市の予算に計上する年度の予算を編成する前までとする。ただし、国へ事業着手の要望（概算要望など）を行う国庫補助事業、又は都市計画決定の変更を伴う事業については、その前までに評価を行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき実施される事業（PFI事業）については、導入可能性調査終了後、実施方針を定める前までに行うものとし、それに類する事業も同様とする。

- 4 再評価の時期は、前条第1項各号に規定する年度の翌年度の予算を編成する前までとする。
- 5 第1項から第4項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は、評価の時期を変更することができる。

(評価の視点)

第6条 評価は、次に掲げる視点から行うものとする。

- (1) 事前評価
 - ア 事業の必要性
 - イ 事業の有効性
 - ウ 事業の経済性・効率性・採算性
 - エ 事業の熟度
 - オ 環境及び景観への配慮
- (2) 再評価
 - ア 事業の進捗状況及び今後の見込み
 - イ 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - ウ 地元住民、関係者の意向
 - エ 事業の投資効果やその変化
 - オ コスト縮減及び代替案の可能性
 - カ 事業を見直した場合の影響

(北九州市公共事業調整会議)

第7条 市長は、公共事業の評価に当たり、副市長、局長等で構成する北九州市公共事業調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。
2 調整会議の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(北九州市公共事業評価に関する検討会議)

第8条 市長は、公共事業の評価に当たり、学識経験者等で構成する北九州市公共事業評価に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。
2 検討会議の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(評価の実施)

第9条 評価の対象事業を所管する局・室長等は、対象事業について企画調整局等関係各局と協議のうえ、評価調書を作成する。
2 市長は、事前評価及び再評価の対象事業について、前項の評価調書を調整会議に諮る。
3 市長は、調整会議からの助言をもとに、市の対応方針案を策定する。

- 4 市長は、事前評価及び再評価の対象事業について、前項に規定する市の対応方針案を策定後、検討会議に意見の提出を依頼する。
- 5 市長は、前項の検討会議の意見を参考に、市の対応方針案を決定する。
- 6 市長は、前項に規定する対応方針案を策定したときには、市民意見の聴取（パブリックコメント）を実施する。
- 7 市長は、前項に規定する市民意見の聴取において提出された市民意見を踏まえ、市の対応方針を決定し、意見に対する回答とあわせて公表する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年11月26日から施行する。
- 2 北九州市大規模事業評価システム要綱は廃止する。
- 3 北九州市公共事業再評価実施要領は廃止する。
- 4 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。